

広島県告示第三百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十五年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十五年四月四日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

広栄海運株式会社

豊田郡大崎上島町中野五五七四番地の一

代表取締役 万徳 哲康

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二三）第二八三七三号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

平成二十五年四月十五日から平成二十五年四月十七日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者及び被処分者の取締役は、竹原簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）違反により、被処分者については罰金百万円、取締役については罰金五十万円の略式命令を受け、平成二十四年一月十三日にその刑がそれぞれ確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。